

訪問看護（医療保険）

契約書

重要事項説明書

L-CUB 訪問看護八山田

〒 963-8052

郡山市八山田 3 丁目 8 番 2

TEL : 024-991-1042

FAX : 024-991-8934

# 契約書

< 令和 6 年 6 月 1 日現在 >

様（以下、利用者）と L-CUB 訪問看護八山田（以下、事業者）は事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次の通り、契約します。

## 第 1 条（契約の目的）

事業者は、健康保険法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話又は診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第 2 条（契約期間）

1 この契約の期間は、契約締結の日から、利用者から終了意思表示されるまでの期間とします。

ただし、第 8 条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

2 上記の契約満了日の一週間前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

## 第 3 条（訪問看護計画とサービスの提供）

1 事業者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示書の内容に従ってサービスを行います。

2 事業者は利用者的心身の状態を踏まえて、生活の質の確保を図るよう「訪問看護計画」を作成します。

事業者はこの「訪問看護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

## 第 4 条（主治医との連携）

事業者は、利用者的心身の状態に応じて作成した訪問看護計画書、訪問看護の提供に基づいた訪問看護報告書を、利用者の主治医に定期的に提出します。

## 第 5 条（サービスの提供の記録）

事業者は、「訪問看護記録シート」等の記録を作成した後 5 年間はこれを適正に保存します。又、法的に必要な時は利用者の求めに応じてその写しを交付致します。（医療および特定療養に係る療養に関する諸記録などは 3 年間、診療録は 5 年間保管とする）

## 第 6 条（料金）

1 サービスに対する利用者負担金は、「別紙 料金表」に記載する通りとします。

尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 15 日までの訪問時に持参します。

3 利用者は、当月の料金の合計額を月に 1 回口座引落とし、又は毎月集金の方法で支払います。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を発行します。

5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスの実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

## 第7条（サービスの中止）

利用者は、事業者に対してサービス提供の24時間前までに通知することにより料金を負担することなくサービス利用を中止することが出来ます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

## 第8条（契約の終了）

- 1 第2条の規定により、事前の更新合意がなされないまま、契約の有効期間が満了した時
- 2 第5条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 3 第6条の規定により、利用者から解除の意思表示がなされた時
- 4 第7条の規定により、事業者から解除の意思表示がなされた時
- 5 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
  - (1) 主治医により訪問看護が必要ないと判断された時
  - (2) 利用者が医療施設に入院した場合（3ヶ月以上継続）
  - (3) 利用者が死亡した場合

## 第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

## 第10条（個人情報保護）

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める事とします。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での看護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文章で得ておき、利用者又はその家族の同意を得るものとします。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者とも雇用契約のないように含めます。

## 第11条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。第12条（契約外条項等）この契約及び健康保険法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

## 第9条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償します。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日：令和 年 月 日

【利用者】

氏名 \_\_\_\_\_

【代理人】

【説明者】

訪問看護師 \_\_\_\_\_

【事業者】 福島県郡山市富久山町八山田字前林10の4 光ビル102号  
株式会社 エヌジェイアイ 代表取締役 橋本 弘幸

事業所 福島県郡山市八山田三丁目8番地2号  
L-CUB 訪問看護八山田  
指定番号 第0760390260号 福島県

# 重要事項説明書

## 1.当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	L-CUB 訪問看護八山田
所在地	福島県郡山市八山田三丁目 8 番地 2 号
指定番号	0760390260
サービスを提供する地域	郡山市、須賀川市、本宮市、三春町

### (2) 営業時間

平日	午前 9:00～午後 5:30
土・日・祝日	午前 9:00～午後 5:30

### (3) 職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者	正看護師	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の実施に關し事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
看護職員	看護師 保健師	3名以上	主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護の提供に當たる。
リハビリ 職員	理学療法士 作業療法士	1名以上	主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護の提供に當たる。
事務職員		1名	必要な事務を行う

## 2.当訪問看護ステーションが提供するサービスについての相談窓口

電 話 : 024-991-1042

担 当 者 : 管理者

## 3.事業の目的・運営方針

### (1) 目的

L-CUB 訪問看護八山田は、適正な運営を確保する為に医療保険法に基づき人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が利用者に対し適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

### (2) 運営方針

- ① 指定訪問看護事業は、在宅療養者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 4.サービス内容

- ①病状観察・緊急対応 ②清潔ケア（入浴・清拭等） ③食事介助・栄養指導 ④排泄介助

⑤リハビリテーション

⑥医師の指示のもとでの医療処置の援助

・経管栄養チューブの管理 気管切開部の処置 人工呼吸器の管理

・人工肛門の管理 膀胱内留置カテーテルの管理 褥瘡予防と処置

⑦介護者の健康相談や抱えている様々な問題の相談と介護指導

等

## 5.利用料金

### (1) 基本料金

訪問看護サービスの利用料と自己負担額は、健康保険法の法定利用料に基づく金額です。

※ 別紙「利用料金表」をご参照下さい。

### (2) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交 通 費	1 kmにつき	50 円 (税別)
-------	---------	-----------

### (3) 料金のお支払い方法

お支払い方法は、口座自動引落としになります。毎月 15 日までに前月分の請求書を通知いたします。

引き落とし日の前日までにご入金をお願いいたします。引き落とし後、領収書を発行致します。

## 6.サービスの利用方法

### (1)サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。

### (2) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する 1 週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させて頂く場合があります。

その場合は、終了日の 1 ヶ月前までにお知らせ致します。

③自動終了（以下に該当する場合は、通知がない場合でも自動的にサービスを終了致します）

・ご利用者様が入院した場合

・お客様がお亡くなりになった場合

④契約解除

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に對して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合は即座にサービスを終了することができます。

・ご利用様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず 14 日以内に支払わない場合、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

## 7.衛生管理等

1.事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

2.事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 8.緊急時等における対応

従業者は、訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告します。

主治医 :	先生	連絡先 :
ご家族 :	様 続柄 ( )	連絡先 :

## 9.事故対応

- 1. 利用者様に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る関係機関等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。
- 2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して処置について記録をします。
- 3. 事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10.個人情報の保護

- 1. 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- 2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得ます。

## 11.利用者等の人権擁護・虐待(身体拘束含む)等の防止に関する事項

- 1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
  - ① 人権擁護・虐待等の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ② 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
  - ③ 虐待防止のためのマニュアルの整備をします。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(訪問看護管理者)を設置します。

虐待防止に関する責任者	管理者 土屋 美幸
-------------	-----------

- 2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 12.ハラスメントに関する事項

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職員に対する次に示すハラスメントの防止の為に必要な

措置を講じます。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす行為(回避して危害を免れた場合も含む)
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
- ③意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ

### 13.業務継続計画の策定等

1.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2.事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 14.サービス内容に関する苦情・処理

1.事業所は、訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

苦情担当及び解決者	訪問看護管理者
電話番号	024-991-1042
受付時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時30分

2.当事業所以外に、福島県国民健康保険団体連合・東北厚生局福島事務所の苦情・相談窓口等に苦情を伝えることができます。

福島県国民健康保険団体連合会	024-528-0040
東北厚生局福島事務所	024-503-5030

### 14.当社の概要

名 称 株式会社エヌジェイアイ  
代表者役員・氏名 代表取締役 橋本 弘幸  
所 在 地 福島県郡山市富久山町八山田字前林10-4 光ビル102号  
電 話 番 号 024-933-8924

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日 【L-CUB 訪問看護八山田】 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面により事業者から訪問看護についての重要事項説明を受けました。

令和 年 月 日 【ご利用者】 氏名 \_\_\_\_\_ 代理 \_\_\_\_\_

## 同意書

### 24 時間対応体制加算・特別管理加算・個人情報提供・特定行為

- 私は、貴訪問看護ステーションの 24 時間対応体制加算により、緊急時の場合、相談または訪問看護を利用するため、24 時間対応体制加算を算定することに同意します。
- 私は、病気の状態から、( ) 管理が必要な為、特別管理加算を算定することに同意します。
- 私は、L-CUB 訪問看護八山田の利用にあたり、下記内容について説明を受けましたので、訪問看護ステーションサービス計画 18 条に基づき下記事項について同意します。
1. サービス担当者会議等への情報提供への同意
  2. 主治医、関連医療機関への情報提供への同意
  3. サービス事業者への連絡調整のための情報開示への同意
  4. 介護保険番号、医療保険番号や有効期限に係る情報提供への同意
- 私は、特定行為（脱水に対する輸液の補正、気管カニューレ交換、胃ろう交換、褥瘡処置等）が必要になった場合、主治医と特定行為看護の手順書により受けることに同意します。

令和 年 月 日

【利用者氏名】 \_\_\_\_\_ 【家族又は代理人】 \_\_\_\_\_

【事業者名】 株式会社 エヌジェイアイ \_\_\_\_\_

【事業所名】 L-CUB 訪問看護八山田 \_\_\_\_\_

【住所】 福島県郡山市八山田 3 丁目 8 番 2 号

【管理者名】 \_\_\_\_\_